

指定地域密着型通所介護および 指定介護予防・日常生活支援総合事業

リ：エイト 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社サネクションが開設する リ：エイト（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護および指定介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう適正な指定地域密着型通所介護および指定介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定地域密着型通所介護および指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定介護予防・日常生活支援総合事業の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 リ：エイト
- (2) 所在地 東京都練馬区関町北 2-13-10 岩倉ビル 1 階

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1 名以上
生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。
- (3) 看護職員 1 名以上
看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (4) 介護職員 1 名以上
介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1 名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日

まで)を除く。夏季休業もあり。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3)サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(指定地域密着型通所介護および指定介護予防・日常生活支援総合事業の利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護および指定介護予防・日常生活支援総合事業の利用定員は次のとおりとする。

1単位 10名

(指定地域密着型通所介護および指定介護予防・日常生活支援総合事業の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護および指定介護予防・日常生活支援総合事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1)食事の提供

(2)入浴

(3)日常生活動作の機能訓練

(4)健康状態の確認

(5)送迎

(6)日常生活における相談及び助言

(7)その他日常生活上の援助

(利用料等)

第8条 指定地域密着型通所介護および指定介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。なお、当該指定地域密着型通所介護および指定介護予防・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1)食費

昼食代 800円(おやつ代含む)

(2)おむつ代等

紙おむつ・パッド 実費

(3)通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用

通常の事業の実施地域を越えた送迎に要する費用は徴収しない。

(4)日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、練馬区とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定地域密着型通所介護および指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

(1)気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(2)共用の施設・設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用する。

(3)送迎の時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行う。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、指定地域密着型通所介護および指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、区市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理等)

第15条 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護および指定介護予防・日常生活支援総合事業に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(個人情報保護)

第16条 事業者は利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護従事者における個人所法の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の利用可能）を定期的に開催するとともに、その措置および委員会を適切に実施するための担当者を置く。

(地域との連携／運営推進会議)

第18条 指定地域密着型通所介護の事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、本事業所が所在する区市町村の職員又は本事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6か月に1回以上運営推進会議に対し、活動状況等を報告し、運営委推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

3 指定地域密着型通所介護の事業者は、前項の報告、評価、要望、助言についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護および指定介護予防・日常生活支援総合事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に事業再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第 20 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(ハラスメントの防止について)

第 21 条 事業所は、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を以下のように講じる。なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれるとされることに留意しなければならない。

(1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化にし、従業者に周知・啓発する。

(2) 相談に対する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する。

(3) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 22 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用時研修 採用後 1 カ月以内

(2)継続研修 年 2 回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社サネクションと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。